

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構神奈川県立中井やまゆり園に  
おける身体拘束取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構神奈川県立中井やまゆり園（以下「園」という。）において、身体拘束等の適正化のための指針に基づき、利用者の人権を尊重するとともに、利用者に対する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない質の高い支援の実現を目指し、真にやむを得ず身体拘束を行う場合の手続を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における身体拘束とは、利用者の意思に反し、次の方法を用いて行動を制限することをいう。

- (1) 自分の意思で動くことのできないよう、椅子、車いすやベッド等にベルト、テーブル等で固定すること又はサイドレール等で囲むこと。
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を着ける。
- (3) 脱衣やオムツはずし等を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- (7) その他、前項以外の器具等を用いるほか、言葉による指示等や支援者の行動により行動を著しく制限すること。

(園の対応方針)

第3条 園の対応方針は、次のとおりとする。

- (1) 支援の工夫等により身体拘束以外の方法を検討し、身体拘束ゼロに向けて支援の向上に努める。
- (2) 園内で行われている身体拘束については、常時その状況を把握し、身体拘束が利用者の心身機能に及ぼす影響を検証するとともに、身体拘束等適正化委員会（以下、「適正化委員会」という。）においてその必要性を検討し、身体拘束がゼロになるように努める。

(身体拘束を行う場合の三要件)

第4条 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次のいずれにも該当する場合のみとする。

- (1) 切迫性：利用者本人又は他者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- (2) 非代替性：身体拘束をする以外に代替する方法がない場合
- (3) 一時性：身体拘束が一時的である場合

(緊急に身体拘束を行う必要が生じた場合等の手続)

第5条 利用者に緊急やむを得ず身体拘束を行う必要が生じた場合、次の手順により行わなければならない。ただし、事前に臨時で適正化委員会又はこれに準ずる会議を開催できる場合は、予め行わなければならない。

- (1) 切迫性・非代替性・一時性の三要件を満たしているか確認し、身体拘束の理由、方法、時間及び実施期間等が必要最小限で適正であるかどうか、さらには経過観察の方法等について、実施の際に同席する2名以上の職員で協議を行い、その結果を「身体拘束緊急実施について」(様式1)(以下「身体拘束緊急実施」という。)に取りまとめる。
- (2) 身体拘束の実施に当たっては、利用者本人に緊急に身体拘束を行う理由等を説明して行うものとする。
- (3) 協議結果は、当該利用者が属する寮の上席者(寮長)に速やかに報告し、「身体拘束緊急実施」は、実施後速やかに統括園長決裁を受ける。
- (4) 家族又は後見人に対しても速やかに連絡して承諾を得る。連絡がとれない場合は、実施後速やかに連絡し説明及び承諾を得るものとする。
- (5) 身体拘束実施後、原則として翌日までに速やかに臨時で適正化委員会を開催し、「身体拘束緊急実施」の内容について報告を行うとともに、身体拘束の解消に向けた取組等を検討する。
- (6) 「身体拘束緊急実施」に記載する実施予定期間は、1週間を超えてはならない。ただし、真に継続が必要な場合には、適正化委員会において「身体拘束実施状況について」(様式2)(以下「身体拘束実施状況」という。)により報告し、身体拘束が心身機能に及ぼす影響を検証した上で、1週間を超えない範囲で継続することができる。適正化委員会で検討した結果は、統括園長決裁を受ける。
- (7) 適正化委員会において、継続して身体拘束の必要がある又は、その可能性があると判断した場合は、個別支援計画の見直しを行うこととし、身体拘束の態様及び時間、やむを得ず身体拘束を行う場合の三要件を記載するとともに、身体拘束の解消に向けた取組等を記載する。
- (8) 個別支援計画の説明に当たっては、利用者本人及び家族又は後見人と面談にて、身体拘束が必要な状況、やむを得ない理由及び身体拘束の解消に向けた取組等を丁寧に説明し、理解と同意を得るものとする。
- (9) 本人の状況の変化や支援の改善等により身体拘束が不要となった場合、実施予定期間にかかわらず、速やかに身体拘束を廃止する。身体拘束の廃止に当たっては、廃止の理由、身体拘束に替わる方法及び留意点について、本人及び家族又は後見人等へ説明を行い、臨時の適正化委員会で検討し「身体拘束実施状況」に終了の旨を記載し、統括園長決裁を受ける。

(記録)

第6条 身体拘束を行った場合の記録については、次のとおり行う。

- (1) 身体拘束を行った場合は、支援記録システム「タスクウェア」の支援記録に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。また、記録については、3日毎に寮長に報告すると共に適正化委員会後は統括園長まで報告する。
- (2) 記録は5年間保存する。
- (3) 寮長、副寮長及び適正化委員会委員は、日頃の支援記録を確認し、身体拘束と考えられる対応がある場合は、速やかに状況を確認し、前条に基づく所定の手続きをとる。

(身体拘束と判断しないものの取扱い)

第7条 次の各号に掲げる座位保持装置に付属するベルト及びテーブル等については、一律に身体拘束とせず、その使用目的及び方法等によっては、身体拘束とみなさないものとする。

- (1) 医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作した座位保持装置等に付属するベルトやテーブルであって、体幹を安定させることで活動性を高めることを目的で使用する、座位保持装置等に付属するベルトやテーブル
- (2) 利用者の安全性やQOL向上の目的で使用するベッドギア

2 前項の判断において、次の点に留意し、判断するものとする。

- (1) 前項の判断は、「身体拘束実施状況」により適正化委員会又はこれに準ずる会議に諮り、組織として決定する。
- (2) ベルトやテーブルをしたまま障害者をいすの上で漫然と長時間放置するような行為は身体拘束に該当する場合もあるため、身体拘束か否かは、その使用目的及び方法等に応じて適切に判断する。
- (3) 身体拘束と判断しない場合であっても、医師、理学療法士及び作業療法士等の専門職の意見を踏まえ、座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確にし、利用者本人及び家族の意見を定期的に確認し（モニタリング）、その意見・同意を個別支援計画に記載する。

(報告)

第8条 この要領に定めるもののほか、身体拘束の実施、個別支援計画作成及びモニタリング等の際は統括園長まで報告しなければならない。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。

この要領は令和8年6月12日から施行する。（一部改正）